

第1部 基調報告：各自治体での現状報告

2. 埼玉県におけるオオタカの生息状況と保護対策

野澤 裕子氏（埼玉県環境部みどり自然課）

東京都のように条例はないが、埼玉県ではオオタカ保護指針を作っている。保護指針を策定した平成 11 年から生息状況の基礎データを取り、以後データ更新する形で調査を行っている。調査は既存営巣地の位置と繁殖状況に加え、新たな営巣地についても調査を行っている。調査は地域の自然に詳しい鳥獣保護員と民間団体に委託して行っている。

1 オオタカ生息・繁殖状況

・生息状況調査

営巣地登録箇所数は平成 11 年に始めた時点での調査地点に新たな調査地点を年々加えていった累計となっている。現在は使われていないがかつて営巣していたものもカウントしているので数が増えている。調査箇所数は繁殖行動があったかなどを詳細に調査をした地点で、営巣地登録箇所数から繁殖がなかった箇所を引いたものであり、その年の営巣地点数を意味する。概ね 80～90 箇所で推移している。

・近年の繁殖状況

繁殖状況について、巣立ちヒナが確認された営巣地数は 20 から 40 箇所で推移している。ヒナの確認数は 1 か所あたり 1～2 羽巣立っている。埼玉県は西高東低の標高地形をしており、東が低く平坦な田園地帯、真ん中が丘陵地帯で、北に行くと平地が続き、西は秩父の山間部になっている。オオタカの分布としては丘陵地帯と台地を好んで営巣している。それ以外にも住宅地の中の針葉樹や川の近くの広葉樹にも営巣地は見られる。クマタカは秩父の山間部にいる。

調査内容		H21	H22	H23	H24	H25
営巣地登録箇所数		140	144	151	154	156
調査箇所数		84	80	90	83	80
巣立ちヒナ 確認数	箇所数	34	40	24	27	28

	確認羽数	71	80	44	51	43
--	------	----	----	----	----	----

2 保護対策の概要と課題

・「埼玉県オオタカ等保護指針」の策定と活用

種の保存法に基づいてオオタカが希少種に指定され環境省が「猛禽類保護の進め方」を策定したのを受けて、埼玉県では「オオタカ等保護指針」を作成した。保護対策の基本的な考え方としては、生息状況の把握としての調査、生息環境の保全と個体レベルの保護がある。生息環境の保全については、土地利用や開発行為に対して保護指針に基づいて配慮をお願いしている。そのほか普及啓発も行っている。個体レベルの保護については、埼玉県にはレスキュー制度があり、傷ついた鳥や獣を県獣医師会と保護ボランティアが保護治療しており、これによってオオタカも保護している。

埼玉県オオタカ等保護指針の具体的内容としては、県内の開発行為に関して、事業者に対し指針に基づいた開発をお願いしオオタカの生息環境を保全している。ただし法的拘束力がないため、保護指針に基づいてお願いすることしかできない状況となっている。保護指針に基づく対応方針は主に2点ある。

①事業地が推定営巣中心地域内にある場合（営巣地から半径400メートル内）は、開発行為を回避してくださいとお願いする。国・県レベルの大きな事業は配慮してくれるが、地元の業者による小さな開発の場合、計画も決まり市町村の許可も得ているのに、オオタカがいると聞いて相談に来ることがある。時には許可を取っているのに開発ができないとはどういうことだと怒られてしまうこともあり、開発をやめてとは言いきれない現状がある。指針に強制力がない弱点である。回避が困難な場合は2営巣期（1.5～2年）の様子を見て保護対策を立てるようお願いするが、どうやっていいかわからないと言われることが多い。そうすると、非繁殖期での工事の実施や低騒音機械で静かにやるようお願いするに留まってしまう。

②事業地が推定高度利用域内にある場合（営巣地から半径1500メートル内）は、生息環境を荒らさないよう自然共生型工事をお願いするが、実質は非繁殖期での工事の実施や低騒音機械の推奨などなどに留まってしまうことが多く、悩ましい。

・保護対策の現状と課題

保護対策の現状と課題について2点お話ししたい。

1点目は傷病による保護治療の現状である。最近の傾向としては幼鳥が多く、また人に保護される状況では衰弱しており死亡してしまうことが多い。保護をボランティアにお願いしているが、猛禽類だと一般の家庭に引き取ってもらいにくいという問題がある。

2点目は開発事業者に対する要請と助言についてで、先週までの2013年度の相談件数を

示した。最も多いのは宅地開発で、市街地でも営巣があるので問い合わせが多い。次に太陽光発電工事が多い。個人的にはパネルがまぶしいので鳥に影響があるのではないかと懸念している。その他資材置き場と駐車場がある。しかし残念ながらいずれも指針に基づきお願いに留まっている。なお資料には載せていないが、一番多い問い合わせは携帯電話の電波基地の工事であり、毎日のように問い合わせがある。

課題の1点目としては人的、予算的な制約の中で正確な生息状況の把握が非常に難しいことがあげられる。長期に営巣していない巣をどう扱うかも課題である。2点目は保護指針の順守について、相談があってもお願いにとどまってしまう点である。その後の追跡ができず、どれだけ指針が機能し抑止力になっているか把握することも課題である。また指針をより広めることも重要である。

傷病による保護治療

年度	性別等	概要	備考
H22	♂・生後1年	両翼及び先端の損傷	療養後、放鳥
	♀・幼体	肺炎	死亡
	不明	元気消失（外傷なし）	死亡
	♀・幼体	衰弱(羽ぼろぼろ)	死亡
	♀・幼体	元気消失（外傷なし）	死亡
	♂成体	元気消失（外傷なし）	死亡
	不明・幼体	羽・胴体擦り傷	不明
	♀・成体	右翼開放骨折	不明
H23	♂成体	鳥口骨骨折	死亡
	不明	右上腕骨を骨折	療養後、放鳥
	♂成体	左羽根けが・左目失明	不明
	♀・成体	元気消失（外傷なし）	不明
	不明・成体	カラスの群れに襲われた	療養後、放鳥
	♀・成体	左翼骨折・左目つぶれていた	死亡
	♂・幼体	右羽けが、立てない	死亡
	不明・幼体	くちばし・左翼から出血	療養後、放鳥
H24	♂成体	脳頭部打撲	不明
	不明・成体	左翼上腕部の解放骨折	死亡
H25	不明・幼体	羽根の負傷	療養中
	♂・幼体	口、首、肩に外傷	死亡
	♀・幼体	右翼と胴体のつけ根に損傷	療養中

	不明・幼体	左羽根の脱臼 t p 衰弱	療養中
	不明・幼体	首に外傷、腰の打撲	療養中
	♂・幼体	右脛足根骨骨折	死亡
	不明・幼体	左脚、右脚中指	療養中
	♀・幼体	右親羽根元から骨折	療養中

開発業者等に対する要請・助言件数 H25 年度相談件数 (H26.3.7 現在)

開発目的	400m内	1,500m内	該当なし
宅地開発	5	16	2
太陽光発電	1	3	
資材置き場	1	1	1
駐車場		1	1
計	7	21	4